

大安寺碑文の偽作年代について

服 部 匡 延

私はさきに本誌第三号で「大安寺縁起の成立について」と題

し卑見を述べた際、寛平七年、菅原道真撰として偽作された『大安寺縁起』（以下、便宜上『寛平縁起』と呼ぶ）の一資料に用いられたとして、『大安寺碑文』（以下、単に『碑文』と呼ぶ）について些か言及するところがあつた（第2章B項）。しかし、その時は論題の範囲上、それ以上のことには触れなかつたが、なお論じたいところもあるので、あらためてここに『碑文』を採りあげ、拙考を明らかにし、大方の御叱正を仰ぎたい。

『碑文』の勅されたものは今に伝わらず、その写しもまた親本と認むべきものがないが、現在最も古い写本が京都醍醐寺蔵本『諸寺縁起集』に収められている。明治四二年の国書刊行会刊『続々群書類従』第一六所収の『碑文』は、醍醐寺蔵本を写

した徴古雜抄本を底本として覆刻したもので、その他、昭和二六年に藤田經世氏が同寺蔵本の影写本をもととし、『校刊美術史料』第一四輯に載せたものがある。ここでは影写本、続々群書類従本、校刊美術史料本の三本を適宜に参勘利用した。

さて前述の、続々群書類従本の『碑文』についての「例言」によると、

（碑文は）宝龜六年淡海三船の撰なり、此碑今伝わらざれども大安寺の由来と移転地とを知るには此文最も確実なる徴証とすべし

とあって、三船の真撰たることを認め、その史料的位置を高く評価している。由來、『碑文』が過去において、どれほど認められ、有力な史料として仰がれたか、について、『寛平縁起』との関係以外は管見するところ、あまりその例を知らないのであるが、右引用の『碑文』評価とは別に、これが後世の偽託になるものとしたのは、平子鐸嶺氏をもって嚆矢とするようであ

る⁽¹⁾。すなわち、平子氏は『碑文』をもって、僧徒の手により長和(一〇三六)ごろ偽作されたものとし、史料として全く価値がないと論断されたのである。後に『碑文』に言及する研究者は多く、一部分の記載を事実とすることがあるとしても、全体的評価としては否定的で、偽作年代について、最近伊野部重一郎氏が『扶桑略記』以後とされ、その年代をさらに引き下げられたもの⁽²⁾、その淵源は平子氏の論究に発しているのである。

私の『碑文』に対する見解は、その偽作たること、並びにその他二、三の点で平子氏所説を継承するものであるが、偽作もまた一史料であるとする立場、及び偽作年代について、やや別の見解をもっていることを告白し、以下その所以を述べることにする。

二

そこでまず、論述の順序として『碑文』の構成を眺めるのに、同書は略々一〇段に分割しうるようである。それらを起句と結句、記事の要旨、字数⁽³⁾の三点から表示すると次のようである。

段	起句・結句	要旨	字数
一	自「原夫六合之外」 至「仏法伝来、蓋有縁也」	仏法の妙趣は深湛にして、 本朝伝来の有縁なること	一〇

二	自「此大安寺者」 至「時属諠鬧、未遑他事」	聖德太子と舒明天皇との間における熊凝精舎の授受。 同天皇の百濟大寺移造と焼亡、修復事業	三二
三	自「新羅引兵滅百濟」 至「崇仰無替」	齋明天皇から天智天皇への百濟大寺修營事業の委託、天智による高市村移造と大官大寺への改称、並びに同天皇の丈六釈迦像	二五
四	自「其後和銅三年」 至「火難絶矣」	和銅三年、大安寺の平城移遷、道慈律師の大般若会、大安寺地の勝地たること、同寺は登眞の淨利にして諫国の良縁たること	一五
五	自「若天皇居粵壤」 至「是諫国之良縁也」	唐僧道璿、婆羅門僧菩提の渡来、この二僧と三綱衆僧共々同寺に研鑽せしこと	一〇
六	自「由是、道璿律師」 至「資勝福於丹國」	早良親王、天智の祖徳を懐い、大安寺の増飾をなせること、及び碑文を撰せしむること	二六
七	自「寺内東院皇子大禪師者」 至「仍乃作頌云」	梵字の非凡、天智、道慈、早良三名の頌徳	一〇
八	(四言の頌)		
九	宝龜六年四月十日作 正四位淡海三舟、近江天皇曾孫也	位置名	三
一〇	天平元年己巳至于長和六年丁巳積年二百八十九		三

『碑文』は以上の如き構成で書かれている。このように分解したところで、同書の特異性を明らかにするために、それが端的に示されていると考えられる、大安寺関係天皇乃至皇族に焦点を絞り、それを『天平縁起』記載のものと対比させてみると次のようになる。

天平縁起		碑文
飛鳥岡基宮御宇天皇 乃至 田村皇子	舒明天皇 ⁽⁴⁾	
小治田宮御宇天皇 (推古)		
厩戸皇子	聖德太子	
太后尊 ⁽⁵⁾		
後岡基宮御宇天皇 (齊明)	太后	
近江宮御宇天皇乃至 淡海大津宮御宇天皇 (天智)	淡海聖帝 乃至 淡海天朝 宇昊天宝命開闢天皇	
仲天皇 ⁽⁶⁾		
飛鳥浄御原御宇天皇 (文武)		
草壁皇子		
藤原宮御宇天皇 (持統)		
後藤原宮御宇天皇 (文武)		
平城宮御宇天皇 (聖武)	天皇	

右表上欄に列記した人たちは、それぞれの仕方で大安寺に寄与した人たちであり、ことに文武・文武などの天皇は、かなり具体的かつ重大な事蹟を伝えられているにもかかわらず、それ

大安寺碑文の偽作年代について

ら一切が不問に付されているのは、『碑文』の思い切った整理といわなければならない。このような整理はまた、相当の書き換えを強いたらしく、たとえば『天平縁起』では天智の事蹟として「丈六即像式具」「即四天王像四軀」(資財部記載)の奉造請坐と、縁起部に、齊明が筑紫に崩ぜられんとし、百濟大寺のことをもって憂い勅り賜うたとき、「時に近江宮御宇天皇、奏すらく、開い髻に墨刺を刺し、肩に鉈を負い、腰に斧を刺して為り奉らんと奏しき」と伝えられている。しかし、これを『碑文』は百濟大寺の高市村移遷(同書は「新作造」としている)七〇〇戸の増封、大官大寺と改称など、文武天皇事蹟と伝えられているものを天智に附会している、のはその好例である。これについて平子氏は『碑文』の杜撰粗漏としておられるが、私にはもっと積極的な作為だと考えたい。

では、かかる整理、作為を何故行なったか。それに入る前に『碑文』に記載の天皇、皇親にもう一度、立ち戻らなければならない。

三

『碑文』第二段には聖德太子、舒明天皇の名がみえる。この段における両者の比重を計るに、太子の名は冒頭に掲げられているにせよ、これが記事は二二九字中、わずか四分の一に過ぎず、舒明の事蹟が大部分を占めている。これからして、第二段

の中心人物は舒明と見做してよいようである。

第三段では太后（齊明）と天智が登場してくる。ここでは『碑文』の記載の上から、天智が主人公で、同天皇を淡海聖帝乃至淡海天皇、天智天皇など誇大な呼称をし、齊明を単に太后という不特定の呼称をもつてしたことも、主副別の現われとみられる。

第七段は縷説するまでもなく東院皇子大禪師である。私はこの東院皇子を「早良親王」としたが、それについて一言すると、平安時代中期ごろから後期にかけて書かれたと思われる『大安寺崇道天皇御院八嶋両処記文』⁽⁸⁾に、

白壁天皇第二皇子早良親王 （諡崇道） 初以東大寺等定大僧都為師、寄住霸索院、生年十一出家入道、廿一登壇受戒（中略）以神護景雲二年、移住大安寺東院。（圈点ハ筆者）

とある。この『記文』の記載内容は、(1)早良の経歴、(2)朝廷の尊崇を受けるにいたった経路、(3)その鎮靈のための経済的実態、(4)本院⁽⁹⁾及び八嶋山陵寺別当の師資相承の実際と、その相承権の確立、の四項目から成っており、この種文書の通性として特に(1)と(2)に重点を置いてみるとよい。そうとすれば、早良が大安寺に寄住したことがあったかどうかは、『記文』にとしてはどうでもよいことであり、しかも同書にそのように書いているのは、そこに何等かの事実があったことを推測せしめるものである。また『東大寺要録』巻第四、諸院章、霸索院の条に、

光仁天皇太子崇道天皇、等定僧都為師出家入道、廿一歳登壇受戒、住持此院、後以景雲三年、移住大安寺東院矣

とあり、多少の異同はあるにせよ『記文』と類似した記載をしている。これは『記文』に拠ったものかともみられるが、一般に『要録』は「（文獻名）云」とか「古老相伝云」として、記載の典拠を明示することが多いにもかかわらず、この箇所は何等それに言及していないのは、これが古老らの思ひ出話としてではなく、切れ目なく次代へ伝えられたものであり、東大寺側においても何等かのその事実を認めていたのではないかと推定する。

第四段の「天皇」については、第三段の「太后」と同じことがいえ、この場合の「天皇」つまり聖武もまた、副人物として扱われているに過ぎず、『碑文』中、重要な意味を持たせられていない。

以上、観察してきたところで、重要な意味を負わされていない齊明・聖武両天皇を埒外におき、ここに聖德太子（仮に舒明天皇の副人物として述べておいたが）舒明天皇・淡海聖帝乃至淡海天皇、天智天皇・東院皇子大禪師というように、『碑文』の記載に従ってその名を連記してくると、聖德太子は別格として、舒明・天智・早良の血統が浮彫りにされ、さらにはその呼称の特異性からみて『碑文』と後の二者との、特殊な結びつきが窺われるのである。したがって同書第八段、頌において、

天応元・四
延暦四・九
同 四・二〇
延暦九・？
延暦二・六

桓武天皇即位、同月早良親王（以下単に親王と呼ぶ）皇太子となる

藤原種繼暗殺、親王事に坐し捕われて乙訓寺に置かれ、この後一〇余日間、親王飲食を絶ち、淡路配流の途次に薨ず

天智、光仁、聖武三陵に遣使し、早良太子を廢するの状を告ぐ

延暦一一年六月の勅に、この年、淡路国をして故親王に守冢一烟を宛てしむ、とある

安殿皇太子（桓武の子・延暦四・二立太子）の病

の一節が如実に理解できるであろう。次に『続日本紀』、『日本後紀』、『類聚国史』、『日本紀略』等、信憑度の高い史料に記載された、同親王関係記事を列記してみよう¹¹⁾。

大安寺碑文の偽作年代について

桓武天皇即位、同年早良親王（以下単に親王と呼ぶ）皇太子となる
 延暦四・九 藤原種繼暗殺、親王事に坐し捕われて乙訓寺に置かれ、この後一〇余日間、親王飲食を絶ち、淡路配流の途次に薨ず
 天智、光仁、聖武三陵に遣使し、早良太子を廢するの状を告ぐ
 同四・二〇 延暦一一年六月の勅に、この年、淡路国をして故親王に守家一烟を宛てしむ、とある
 延暦九・？ 安殿皇太子（桓武の子・延暦四・二立太子）の病久し、卜するに親王の祟りとあり、よって淡路国に遣使してその靈に謝す。同月、さきに随近郡司をして故親王陵に專当せしむるにかかわらず、警衛存せず、祟りあるにより、勅して以後家下に墮を置き、濫滅することなからしむ
 延暦二・六 二僧を淡路国に遣わし、転誑悔過して親王の靈に謝す
 延暦一六・五 淡路国に遣使し、親王の靈に謝す
 延暦一八・二 詔して親王を崇道天皇と追称し、墓を山陵と称す、また陰陽師、衆僧をして淡路の山陵を鎮謝せしむ、また淡路国津那郡戸二烟を宛てて山陵を守らしめ、遣使して追尊のことを山陵に告げしむ
 延暦一九・七 崇道天皇のために、寺を淡路国に建つ
 延暦四・正 靈安寺に一小倉を建て、稻三〇束、調庸綿、計三〇〇斤を納めて崇道天皇の怨魂を慰む
 同二四・二

同 二四・四

諸国をして小倉を建て、正税四〇束を納れ、国忌奉幣の例に預からしめ、崇道天皇の怨霊に謝す、また改葬崇道天皇陵司の任命あり

同 二四・七

唐物を天智、光仁、崇道三天皇陵に献ず

同 二四・一〇

崇道天皇のために一切経を写さしめ、書生は夫の功に従つて叙位得度せしむ

(大同元)

延暦五・三

崇道天皇のために、諸国々分寺僧をして春秋二回、金剛般若経を誦ましむ、桓武天皇崩す

大同元・二

平城天皇(安殿皇太子)、崇道天皇のために八嶋寺を建つ^{四二}

(弘仁元)

大同 五・七

崇道天皇のために一〇〇人を度す、また同天皇のために、川原寺において法華経一部を写す(なお同時に伊予親王、藤原吉子のために、夫一〇人、二〇人を度す)

弘仁元・九

桓武天皇陵に遣使し、続日本紀記載の、崇道天皇・藤原種繼間の好からざるの記事を破却することを告ぐ

早良親王の経歴と、親王に対する朝廷の態度は以上のようなものであった。そして親王亡き後の一連の動向は、朝廷における故親王霊への畏怖、ひいてはそれへの尊崇からなされたものにはかならない。『日本三代実録』に拾うと、故親王尊崇乃至畏怖の事例はなおその後にも見られる。一は天安二年(八五〇)二月九日詔(同書卷一)の、制定十陵四墓の中に「崇道天皇、

八嶋山陵、在大和国添上郡」とあり^{四三}、二には同書卷七、貞観五年(八六三)五月二〇日条に、近代以来の疫病頻発、死亡の甚多なるは、天下の人これを御霊の災なりとし、その御霊として崇道天皇以下数人の坐事被誅者の名を掲げてあり^{四四}、なお故親王が等閑視されていなかったことを物語っている。しかし思うに、その事例のいずれの場合でも、親王の存在は複数中の一人としてであつて、先ごろのような、朝廷における単独の、集中的畏怖尊崇対象とはなくなっている。

『碑文』の内容は、他の縁起物と同様に寺家の榮譽を宣唱するという性質のものと読みとれる。そしてその榮譽とは、大体に時の權威または権力との関係の深さ(上代では特に天皇家との)ということで表現され、『碑文』の場合はこれが舒明・天智の家系、殊に天智・早良二人と大安寺との関係で一本の筋を通してゐる。しかも早良親王については『碑文』撰文事業そのものが、ひとり親王の心意より発したものとす点、同書における親王の位置、また逆にいつて同書作者が早良にかけた期待の重さも、あらためて推測されるようである。そこに、天智の名を強調し早良の名を持ちだすことによって、寺家の榮譽が一層輝きをまし、少なくとも早良のそれによつて『碑文』の対外的価値が保証されるという狙いがあつたであらうと考えられる。ここでこと親王にのみついていえば、その狙いを支えるに応しい社会的状況は、前述略年譜にみたような延暦を中心とする前後の事例がそれを示しているであらう。この視角からすれば、

概説として長和ごろに特にそういう条件があったことが確認されない限り、平子氏の説はやや性急であつたし、『碑文』偽作を『略記』以後とすることも同断と思うのである。

五

早良親王について、このように考えて来たところで、次に天智天皇について述べなければならぬ。

天智天皇は『天平縁起』その他拠るべき資料において、大安寺に対する具体的事蹟に乏しい。ただ同縁起、資財部に「丈六即像式具」は天智の請坐である旨が記されているが、これともそのまま信じうべき事柄ではない。『碑文』が「今前殿安置尺迦牟尼丈六尊像并二井」は同天皇の所造としたのは前記縁起の踏襲乃至寺家所伝を記したに過ぎないと思われる。そこで大安寺に関する天智の事蹟を、より具体的、より豊富にするために天武天皇の事蹟を附会したのであらう。こと大安寺に関する限り、天智は必ずしも絶対的存在ではなかった。その人をしも「淡海聖帝」「淡海天朝馭宇昊天宝命開闢天皇」と誇称したのは、同天皇が早良の曾祖父であることに関係するのでもあらうが、しかしこの点においても天智を聖帝、昊天宝命開闢天皇等と奉るべき、またはそうすることで寺家の榮譽を強調しうる状況があつたことが、前章同様考えられるようである。

天智は、いうまでもなく偉大な改革者として、のちのちまで

重視された天皇である。皇室において、もっとも身近かな重要問題に皇位継相のことがあるが、元明天皇は、その即位に当たつて、

……かけまくもかしこき、近江の天津の宮に、あめがしたしろしめしし、大倭根子天皇（天智）の、天地と共に長く、日月と共に遠く、改まるまじき常の典と、立て賜い敷き賜える法を、受け賜わりまして行ない賜うことと、衆受け賜わりて……（『続日本紀』巻四）（書下し）

と詔りして以来、皇位継相の伝統は、この天智の「不改常典」に従うこととなつた。この一事をもつても、天智の、後世に対する指導性が窺われよう。裏をかえせば、尊重されたといふべきである。

しかし、天智が尊ばれてきた一様の歴史の中で、これを『碑文』に関係づけ、その期間を同書成立の上限と下限とで区切つてみると、『碑文』が書かれたという宝龜六年（七五五）と、永観二年（九四四）までには成立していた『寛平縁起』との間という、大体の目安の中でいえば、天智が特に意識された存在だったのは桓武のころであつたと考える。

天智の故京、大津京における桓武の楚積寺建立その他、延暦期にみる桓武の、天智に対する追慕、尊崇より発した行為は、他に比して多いものがある。ここでは、その詳しい例証の記述を避けたいが、これは私の単なる見解ではなく、たとえば肥後和男氏¹⁷、北山茂夫氏¹⁸等、先学のそれが支持を与えてくれる

ものである。

六

さて、ここで、第四、五章から『碑文』の偽作時期について結論づけると、およそそれは延暦期であるということができ、この『碑文』が、淡海三船の名に仮りていることをもって、常識的にいって、上限をかれの没年（延暦四年—七五）におく。また崇道天皇という追称を、一切用いていないことを拠りどころにして、下限を、その追称が以後普遍的となった延暦一九年（八〇）とする。上限については、早良没後、その名が畏怖尊崇されはじめた、延暦九乃至一一年（七五）とすることもできる。とすれば、『碑文』は延暦の中ごろに既に書かれていたことになる。

以上は、私の全くの牽強附会というべきかもしれぬが、敢えてこの結論に立って『碑文』を一部細見すると、平城・奈良を「乃楽」、筑紫を「竺志」として、古い表記を用いていること。また『碑文』では、天智を呼ぶのに、常に「淡海」の文字を用いているが、淡海三船真撰と考えられる『懐風藻』において、柿村重松氏は、三船独特の用字の一つにこの「淡海」を挙げられており、この点からも『碑文』と三船との接近が考えられること。『碑文』が、天智・早良の業績を顕揚することを眼目としたとはいえ、天武の事蹟を一部ひき裂いて天智に

附会し、『天平縁起』に明記されている、天武・文武・聖武の、いわば天武系天皇の対大安寺寄与の事実を軽視乃至黙視したかのごとき態度は、ちょうど『懐風藻』で示した三船のそれと通うものがあり、この点でも両者の近縁性が見とれること。これらの諸点が、私の結論をまた逆に支えてくれることになる。次に『碑文』の撰者であるが、これについては、平子氏の指摘のように、僧侶とみてよいであろう。ただ次のことを補足しておきたい。すなわち、天武系天皇のことを記さないで、道慈や、簡単にではあるが菩提僧正、道璿律師の名を忘れていないのは、撰者が僧侶であることを推測せしめる。また、寺院縁起類に普通記される、寺院経済面からすると、『碑文』は、他資料にもみられる高市大寺当時の、七〇〇戸増封と、それより前、百濟大寺当時の三〇〇戸封施入の二点を記すだけで、その方面には甚だ恬淡たるものがあり、撰者はまた、大安寺経済に具体的に関与しなかった、中堅どころの単なる学僧であったかもしれない。そして、その文学は、淡海三船に学んでしかもそれ以上には抜きえなかった憾みが看取されるようである。その僧侶が誰であったかは、遺憾ながらわからない。

『碑文』はどちらかといえは、文学とみるべきかもしれない。史料としては、概ね、一級とは称しがたい。しかし全てにわたってこれを棄却することは誤りで、たとえばいままで、うち捨てられていた早良親王と大安寺との関係の一部は、『碑文』書作時期が前述の、延暦中ごろと認められれば、一層の真実性を

もって見直されるであらうし、他にもまた、瓦中の遺珠を発見することは、今後の批判、考究に俟つのみである。

〔注〕

- (1) 平子氏「大安寺の平城京遷移について」(『史学雑誌』第一七編・第二号、明治三十九年二月)
- (2) 伊野部氏「大安、元興二寺の平城移建年代に關して」(『藤田氏の御高示に答える』(『続日本紀研究』第八卷・第一〇号昭和三十六年一〇月)
- (3) 字数は便宜上、続々群書類従本の活字版に拠った。
- (4) 舒明天皇なる漢風諡について、平子氏は「猶宝龜のころにはある可からず」として、偽作証拠の一端とされたが、その後坂本太郎氏の従うべき研究が發表され、それに拠ると神武以下持統まで及び元明、元正の諡号は天平宝字六乃至八年頃、三船によって一齊撰進されたようである。平子氏の速断というべきであらう。坂本氏「列聖漢風諡号の一齊撰進について」(『史学雑誌』第四三編・第七号、昭和七年七月)を参照して頂きたい。
- (5) 『天平縁起』に「(舒明)天皇まさに崩じ賜わんとせし時、太后尊に勅りすらく。この寺意の如くに造り建てよ云云」とある(書下し)。太后は皇后は皇帝の母の事で、この場合のそれを字面通り舒明の母(糠手)とするのは無理のようである。同縁起の後の方で、齊明天皇が筑紫で崩じたまわんとせし時「甚だ痛みうれえて勅りすらく。この寺を誰に授けて参り来ると先帝(舒明)の待ち問い賜わば、如何

大安寺碑文の偽作年代について

に答え申さんと爰え賜いき」とあって、舒明・齊明間に百濟大寺のことが取交わされたことが書いてある。両記事とも同じ事実の異なった表現だと考えると、ここでの太后尊は重祚前の齊明つまり皇極天皇である。そうとして『天平縁起』がそれを太后としたのは、この部分の原資料が天智天皇ごろのものに拠ったからで、天智からみての太后を、舒明と並べてしまったのであらう。後に重祚の齊明を後岡基宮御宇天皇と改まった書き方をしたのは、また別の資料に拠ったので、この辺にも同縁起が各種各様の資料をあまうりよく整理せず使用したものであることが窺われる。

- (6) 仲天皇については諸説あり、その帰趨をにわかに決したいが、田中卓氏の論究による間人皇女説に従っておきたい。同氏「中天皇をめぐる諸問題」(『日本学士院紀要』第九卷・第二号、昭和二十六年七月)を参照して頂きたい。
- (7) 天智天皇は別に天命開別(アメミコトヒラカスワケ)天皇という。『淡海(又は近江)宮御宇』のことで、「昊天宝命開闢」は「天命開別」の四字を核として飾ったものであらう。なお「宝命」の命は、諸本「今」とか「令」にしているが、これは「命」の誤りと考える。
- (8) 『記文』中、寛平五年(八六三)の年記がみえ、末尾余白に「承保三年(一〇七〇)丙辰十二月十八日夜、宝殿一字三重宝塔一基焼失了」との書き加えがある。同書成立はその間であらう。『大日本仏教全書』所収の『記文』に拠る。
- (9) 『日本後紀』『日本紀略』等に拠れば、延暦二四年正月甲申「崇道天皇のおおん為めに、寺を淡路の国に建つ」とあ

る(原漢文)。本院、御院とかは、この寺を指すのであろう。

- (10) 『大鏡』中、左大臣師尹の条に、崇道天皇のこととして「法師東宮」なる呼称がみえ、早良親王出家のことを伝えている。平田俊春氏は、その著『日本古典の成立の研究』(『大鏡の成立』の項)で「親王に出家の事実はなく、高岳親王の事蹟との混同である(大意)」とされておられるが、私はそうは思わない。

- (11) この事項の検索は、竹内理三氏編『日本古代人名辞典』(第三巻)に拠るところ多大であった。記してその学識に感謝したい。

- (12) 『扶桑略記』抜萃(旧輯国史大系本)。「記文」には大同元年とのみで「十一月」は記していない。また『略記』は建立地を「山階地」としているが、これは「山陵地」の誤記であろう。

- (13) この十陵四墓は天智をはじめ、施基皇子、光仁、高野新笠、桓武、藤原乙牟漏、平城、仁明、文徳の皇室と、藤原鎌足、同冬嗣、同美都子次、源潔姫等のことである。要するに天智家系乃至側近者ということで固まっている。親王もその一員としてこの中に列したのである。

- (14) 御霊として、親王のほか、伊豫親王、藤原吉子、觀察使(仲成力)、橘逸勢、文室宮田麻呂の名が挙げられている。

- (15) 岩橋小彌太氏は、この常典としての立法を、大化改新または近江令のこととする旧説を排し、皇位継承にかかわる規定と考えられた(『天智天皇の立て給ひし常の典』)『日本学士院紀要』第十九巻・第一号、昭和二十六年三月)これ

に従いたい。

- (16) 拙稿、第一章に既述。

- (17) 肥後氏「梵釈寺考証」(『大津京趾の研究』昭和十五年六月)

- (18) 北山氏「藤原種繼事件の前後」(『日本古代政治史の研究』四五八—九頁、昭和三四年四月)

- (19) 天智紀、七年二月条に「阿陪皇女(元明)天下を有つに及んで、藤原の宮に居し、後に都を乃樂に移す(書下し)」などとなり(『日本書紀』卷二七)、天武紀にも乃樂、乃樂山などの表記がみえる。『続日本紀』には、このような書き方は見出せないようである。

また竺志は、文武紀、四年六月庚辰条に「是に於いて、竺志惣領に勅して……」などとなり(『続日本紀』卷一)、以上総じて古様であることがわかる。

- (20) 柿村氏『上代日本漢文学史』一七四頁。昭和二十二年七月。『懷風藻』については、福井康順氏の高説「懷風藻についての研究」(『東洋思想史研究』二八六頁以下、所収。昭和三五年三月)があり、三船眞撰は決せられたようである。

ただ、同氏は『碑文』の「世雖遠而業逾顕、人雖古而名更新」と、『懷風藻』石上乙麻呂評伝の「風采日新、芳猷雖遠、遺烈蕩然」との両条を對比させ、その筆致の相似をもつて、前記柿村氏の指摘を補足されておられるが、『碑文』は決して三船文学の指標たるべきものではない。

- (22) 福井氏、前掲書三〇四頁以下。

(昭和三十七年十一月三〇日記)